

# 香美市協働のまちづくり条例

## 新旧対照表

## 前文

| 旧   | 改正案   |
|---|---|
| <p>私たちの香美市は、美しく、豊かな自然に育まれています。</p> <p>香美市市民憲章（平成24年4月1日）の前文には、先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちを目指すことが謳われています。</p> <p>誰もが幸せを感じられるまちづくりは、より多くの市民がまちづくりの主役として参加し、市民等と市が「パートナー」として信頼関係を築き、それぞれの役割を認識し合いながら、協働でまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>市民一人ひとりの感性や豊かな経験がまちづくりに活かされる環境を目指して、様々な立場の市民がまちづくりの情報を共有し、様々な場面で知恵と力を出し合い、尊重し合って主体的に行動することをまちづくりの基本とするため、この条例を定めます。</p> | <p><del>私たちの香美市は、美しく、豊かな自然に育まれています。</del></p> <p>香美市市民憲章（平成24年4月1日）の前文には、先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちを目指すことが謳われている。</p> <p>平成18年に土佐山田町、香北町及び物部村が合併して誕生した香美市は、清流物部川源流域の豊かな自然に育まれている。</p> <p>また、日本三大鍾乳洞の一つである龍河洞やアンパンマンミュージアム、奥物部山岳地帯は多くの観光客に喜ばれている。</p> <p>この自然豊かな香美市で、誰もが幸せを感じられるまちづくりは、より多くの市民がまちづくりの主役として参加し、<b>市民</b>と市が「パートナー」として信頼関係を築き、それぞれの役割を認識し合いながら、協働でまちづくりを進めていく必要がある。</p> <p>市民一人ひとりの感性や豊かな経験がまちづくりに活かされる環境を目指して、様々な立場の市民がまちづくりの情報を共有し、様々な場面で知恵と力を出し合い、尊重し合って主体的に行動することをまちづくりの基本とするため、<b>ここに香美市協働のまちづくり条例を制定する。</b></p> |

## 第1条 目的

| 旧   | 改正案   |
|---|---|
| <p>この条例は、市民等と市の協働のまちづくりに関し基本的な事項を定めることにより、まちづくり活動への市民等の参画を促進し、住民自治の実現に寄与することを目的とする。</p> | <p>この条例は、<b>市民</b>と市の協働のまちづくりに関し基本的な事項を定めることにより、まちづくり活動への<b>市民</b>の参画を促進し、<b>市民によるまちづくりの実現を目指す</b>ことを目的とする。</p> |

## 第2条 定義

| 旧  | 改正案  |
|--|--|
| <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する者をいう。</p> <p>(2) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内で活動し、又は事業を営む者、並びに市内に土地又は家屋を有する者、及び市内で事業を営み、又は活動を行う法人その他の団体をいう。</p> <p>(3) 参画 市民等が市の政策等の企画立案、実施及び評価に主体的に参加することをいう。</p> <p>(4) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、相互に補完しながら共に行動することをいう。</p> <p>(5) 地域コミュニティ 居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会をいう。</p> | <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 <b>市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内で活動する人及び団体並びに市内で事業を営む人をいう。</b></p> <p>(2) <b>市 市長及びその他の執行機関</b></p> <p>(3) 参画 <b>市民</b>が市の政策等の企画立案、実施及び評価に主体的に参加することをいう。</p> <p>(4) 協働 まちづくりを推進するために、<b>市民</b>と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、相互に補完しながら共に行動することをいう。</p> <p>(5) 地域コミュニティ 居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会をいう。</p> |

### 第3条 基本理念

| 旧   | 改正案  |
|---|--|
| <p>まちづくりは、次の各号に掲げる理念に基づき、協働で行われることを基本とする。</p> <p>(1) まちづくりは、市民等の参画の下で進められなければならない。</p> <p>(2) まちづくりは、市民等と市が情報を共有し、役割と責任を分担しながら進められなければならない。</p> <p>(3) まちづくりは、市民等と市が対等なパートナーとして、相互の立場を尊重しながら進められなければならない。</p> | <p>まちづくりは、次の各号に掲げる理念に基づき、協働で行われることを基本とする。</p> <p>(1) まちづくりは、<b>市民</b>の参画の下で進められなければならない。</p> <p>(2) まちづくりは、<b>市民</b>と市が情報を共有し、役割と責任を分担しながら進められなければならない。</p> <p>(3) まちづくりは、<b>市民</b>と市が<b>対等な</b>パートナーとして、相互の立場を尊重しながら進められなければならない。</p> |

### 第4条 市民等の権利

### 第4条 **市民**の権利

| 旧                                     | 改正案   |
|---------------------------------------|---|
| <p>市民等は、市政の情報を知る権利、市政に参画する権利を有する。</p> | <p><b>市民</b>は、市政の情報を知る権利<b>及び</b>市政に参画する権利を有する。</p> |

### 第5条 市民等の役割

### 第5条 **市民**の役割

| 旧  | 改正案   |
|--|---|
| <p>市民等は、まちづくりの当事者として、まちづくりへの積極的な参画と、良好な地域コミュニティの形成に努め、協働のまちづくりに協力するものとする。</p> <p>2 市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。</p> | <p><b>市民</b>は、まちづくりの当事者として、まちづくりへの積極的な参画と、良好な地域コミュニティの形成に努め、協働のまちづくりに協力するものとする。</p> <p>2 <b>市民</b>は、参画と協働に当たっては、<b>市全体の利益を考慮し、</b>自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。</p> |

## 第6条 市の責務

| 旧  | 改正案  |
|--|--|
| <p>市は、市政運営に当たって、市民等の参画の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく市民等に提供し、市民等がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めなければならない。</p> | <p>市は、市政運営に当たって、<b>市民</b>の参画の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく<b>市民</b>に提供し、<b>市民</b>がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めなければならない。</p> |

## 第7条 個人情報の保護

| 旧  | 改正案  |
|--|--|
| <p>市民等と市は、香美市個人情報保護条例（平成18年香美市条例第14号）に基づき、協働のまちづくりの推進過程で生じる個人情報を適切に取り扱わなければならない。</p> | <p><b>市民</b>と市は、香美市個人情報保護条例（平成18年香美市条例第14号）に基づき、協働のまちづくりの推進過程で生じる個人情報を適切に取り扱わなければならない。</p> |

## 第8条 議会の役割

| 旧   | 改正案   |
|---|---|
| <p>議会は、市民等の参画する協働のまちづくりが、第3条の基本理念に沿って進められているのかを調査し、監視しなければならない。【議会案】</p> <p>議会は、市民等の参画する協働のまちづくりを推進するよう協力しなければならない。【市案】</p> | <p>議会は、<b>市民</b>の参画する協働のまちづくりが、第3条の基本理念に沿って進められているのかを調査し、<b>必要に応じて、助言</b>しなければならない。</p> |

## 第 9 条 市民等の参画の方法等

## 第 9 条 市民の参画の方法等

| 旧  | 改正案  |
|--|--|
| 市は、協働のまちづくりを推進するため、市民等の参画の方法等を規定した制度を定めなければならない。 | 市は、協働のまちづくりを推進するため、 <b>市民</b> の参画の方法等を規定した制度を定めなければならない。 |

## 第 10 条 必要な組織又は機関の設置

| 旧   | 改正案   |
|---|---|
| 市は、協働のまちづくりを推進するため、委員会その他の必要と認める組織又は機関を設置しなければならない。 | 市は、協働のまちづくりを推進するため、 <b>委員会その他</b><br>⊕必要と認める組織又は機関を設置しなければならない。 |

## 第 11 条 協働推進計画

| 旧  | 改正案  |
|--|--|
| 市は、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、協働推進計画を策定するものとする。<br>2 市は、協働推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。 | 市は、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、協働推進計画を策定するものとする。<br>2 市は、協働推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。 |

## 第 12 条 委任

| 旧                                      | 改正案                                    |
|--|--|
| この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 | この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 |